

青森県報

第二千七百九十三号

平成十九年
六月十五日
(金曜日)

目次

告 示

公印の調製.....	(総務学事課).....	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行 う事業所の所在地変更の届出.....	(障害福祉課).....	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 止の届出.....	(同).....	三
道路の区域の変更.....	(道路課).....	三
道路の供用の開始.....	(同).....	五
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....	(県民生活文化課).....	五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告.....	(同).....	五
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営支援課).....	六
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	(同).....	七
建設業者の許可の取消し.....	(中南地域 県民局).....	七
右 同.....	(同).....	七
教育委員会		
平成十九年度教科書展示会の時期及び場所.....	(義務教育課).....	八
青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札.....	(学校施設課).....	九
公安委員会		

指定講習機関の指定.....

告 示

示



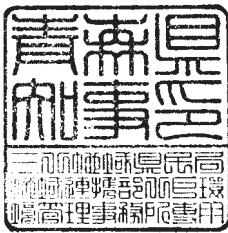
青森県告示第四百六十六号






平成十九年四月一日、次の公印を調製したため、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

(運転免許課).....二

公 印 の 名 称	印 影
青森県知事印（東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所専用）	
青森県知事印（中南地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所専用）	
青森県知事印（三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所専用）	

<p>下北地域県民局長印 (地域連携部むつ環境管理事務所専用)</p>	<p>三八地域県民局長印 (地域連携部八戸環境管理事務所専用)</p>	<p>中南地域県民局長印 (地域連携部弘前環境管理事務所専用)</p>	<p>東青地域県民局長印 (地域連携部青森環境管理事務所専用)</p>	<p>青森県知事印 (下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所専用)</p>
				

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
ム株式会社 スン	情株式会社友	ア活動特定 リ動法非 バイ人營 イブケ利	社会福祉法 人七峰会	弘前市大字 の白銀町二一	指定障害福祉サービス	名 称	主たる所在地	業 者
ル目六東京 35ズ六本都 F森本〇木港 タ木〇の六区 ワヒ一丁	一〇中黒石 の〇市市 二富大 二田字	二青弘前 の山市 六二大 丁目	居宅介護	居宅介護	の障 種害 類福 祉サ ービス	名 称	所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 業 者
問・居 介重宅 護度介 訪護	問・居 介重宅 護度介 訪護	ア活動特定 リ動法非 バイ人營 イブケ利	山郷館訪問 介護センタ 黒石	一四黒石 丁市市 目一緑 三町	を障 行害 う福 事祉 業サ 所ー ビ ス	名 称	所在地	業 者
一油青 一川森 三市市 の千大 一三の 字一	一三青 五森 丁目市 四橋 の本	二青弘前 の山市 六二大 丁目	一四黒石 丁市市 目一緑 三町	一三黒石 の市市 一〇一 丁目	年 月 日 更	一 九 一 九 一 五 一	一 九 一 九 一 五 一	平 成 一 九 一 五 一

青森県告示第四百六十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。
 平成十九年六月十五日
 青森県知事 三 村 申 吾

1	番図面 種道路類の	路線名	変 更 の 区 間	
国 道	一〇二号		十和田市大字奥瀬字栃久保二一の三三七から 十和田市大字奥瀬字栃久保二一の二四一まで	
後	前	変更の 前後別の	敷地の幅員	敷地の延長
九・四〇メートルまで	八・八〇メートルまで		二七・八・五〇メートル	二七・八・五〇メートル
				備考

株式会社コムスン	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
東京都港区六本木六丁目一〇番一	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市大字城中央五丁目一〇	居宅介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市大字城中央五丁目一〇	平成一九・五・一

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年六月十五日

青森県告示第四百六十八号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

変更前	株式会社コムスン	青森市東道二丁目四の三	居宅介護・重度訪問介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	青森市東道二丁目四の三	一八・二・一
変更後	株式会社コムスン	青森市東道二丁目四の三	居宅介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	青森市東道二丁目四の三	

青森県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年七月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一	重度訪問介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市大字城中央五丁目一〇	〃
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	重度訪問介護	三沢市大町二丁目六の二七	三沢市大字三沢園一五三	〃
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	居宅介護	三沢市大町二丁目六の二七	三沢市大字三沢園一五三	一九・四・三
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	行動援護	三沢市大町二丁目六の二七	三沢市大字三沢園一五三	〃

9	8		7		6		5		4		3		2			
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県		
道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道		
泊陸奥横濱 停車場線	大町三沢線		水喰野辺地 線		柳町下田停 車場線		十和田三戸 線		東北横浜線		三沢十和田 線		八戸野辺地 線			
上北郡横濱町字上イタヤノ木一〇四の二から	三沢市大字三沢字掘口一五五の三から 三沢市大字三沢字園沢一六九の三まで		上北郡東北町字横沢第二山国有林二七三林班の小班から 上北郡東北町字横沢第一山国有林三一七林班の小班まで		上北郡六戸町大字鶴喰字明堂一の一から 上北郡六戸町大字鶴喰字明堂二の一まで		十和田市大字米田字笹畑一三六の一から 十和田市大字米田字笹畑三七七まで		上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平二五六の二から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の二まで		三沢市東町二丁目三一の八七九から 三沢市東町三丁目三一の二七二七まで		三沢市岡三沢二丁目九の七から 三沢市岡三沢二丁目一の一まで		上北郡東北町旭北一丁目三の九から 上北郡東北町大字上野字北谷地九の二まで	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
二〇三・〇〇〇メートルから	二〇〇・〇〇〇メートルから	一三九・〇〇〇メートルから	二一五・九〇〇メートルから	一四一・〇〇〇メートルから	一四一・五〇〇メートルから	八五・〇〇〇メートルから	一八九・八〇〇メートルから	九五・〇〇〇メートルから	二〇七・〇〇〇メートルから	一七六・三〇〇メートルから	二二二・四〇〇メートルから	八六・七〇〇メートルから	一〇八・四〇〇メートルから	九八・八〇〇メートルから	二二二・八〇〇メートルから	二二六・八〇〇メートルから
一八・六三メートル	四〇七・三〇メートル	四〇七・三〇メートル	五二七・八〇メートル	五二七・八〇メートル	二〇二・〇〇メートル	二〇二・〇〇メートル	七八二・六〇メートル	七八二・六〇メートル	四九六・四〇メートル	四九六・四〇メートル	三七七・八〇メートル	三七七・八〇メートル	三四六・五〇メートル	三四六・五〇メートル	二六七・三〇メートル	二六七・三〇メートル

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンター虹

三 代表者の氏名

湖東 正美

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字田面木字外久保三二の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、地域生活支援や相談支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店

むつ市中央二丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

代表取締役 濱崎正明

2 下北交通株式会社

むつ市金曲一丁目八の二二

代表取締役社長 白濱啓助

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の面積の合計	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	大規模小売店舗の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設及び位置	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	大規模小売店舗の営業時間及び閉店時刻	大規模小売店舗の営業時間及び閉店時刻	区 分	変更前	変更後	変更年月日
								変更前	変更後		
三、六〇五平方メートル	四、八七四平方メートル	一五二台	一〇台	一八六平方メートル	二四立方メートル	株式会社サンデー 閉店時刻 午前七時 午後十時	株式会社サンデー 閉店時刻 午前七時 午後十時	変更前	変更後	平成 二〇・一・二五	
四、八七四平方メートル	四、八七四平方メートル	二三二台（位置は、届出書添付図面のとおりに）	一八台（位置は、届出書添付図面のとおりに）	三三二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに）	六五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおりに）	株式会社サンデー 閉店時刻 午前七時 午後十時	株式会社サンデー 閉店時刻 午前七時 午後十時	変更前	変更後	平成 二〇・一・二五	

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十九年六月十五日から同年十月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダモール大畑

むつ市大畑町中島三九の二六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十九年六月十五日から同年七月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 一町田板金

二 氏名 一町田 務

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田二丁目一二の四

四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第一六五七九号

五 取消年月日 平成十九年五月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社下山組
- 二 代表者の氏名 下山 金満
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字御笠見二〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一一九三二号
- 五 取消年月日 平成十九年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会告示第十号

平成十九年度教科書展示会の開催時期及び場所等を次のとおり定めたので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和二十三年文部省令第十五号)第十一条の規定により告示する。

平成十九年六月十五日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
1	東青教科書センター	小学校 高等学校	青森市栄町一丁目一〇の一〇 青森市教育研修センター	成 田 幾 未		六月十五日から七月四日まで(土曜日及び日曜日を除く)午前九時から午後四時まで
2	中弘教科書センター	小学校 高等学校	弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	長 尾 明 義		ただし、
3	南黒教科書センター	小学校	黒石市立中郷小学校	鈴 木 恒		下北教科書センターは、六月二十五日を
4	北五教科書センター	小学校 高等学校	五所川原市立五所川原小学校 北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一 中泊町立小泊小学校	工 藤 継 雄	六月四日から六月十四日まで(土曜日及び日曜日を除く)午前九時から午後四時まで	
	同 小 泊 分 館	小学校		木 戸 繁 道		

10		9	8		7	6	5	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー	野 辺 地 教 科 書 セ ン タ ー	十 和 田 教 科 書 セ ン タ ー	同 深 浦 分 館	西 教 科 書 セ ン タ ー
中 学 校	小 学 校	小 学 校	中 学 校	中 学 校 高 等 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校	中 学 校
五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 二 五 の 一	八 戸 市 總 合 教 育 セ ン タ ー	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 大 間 平 三 の 一	む つ 市 桜 木 町 一 九 の 一 む つ 市 立 大 湊 中 学 校	野 辺 地 町 立 野 辺 地 小 学 校	十 和 田 市 東 三 番 町 三 六 の 一 十 和 田 市 立 三 本 木 小 学 校	深 浦 町 立 深 浦 小 学 校	西 津 軽 郡 舞 戸 町 大 字 久 富 二 七 鱒 ヶ 沢 町 立 舞 戸 小 学 校
岩 間 和 章	丹 新 也	高 橋 秀 直	濱 谷 毅	辻 登 志 雄	佐 藤 幸 雄	吉 田 紀 美 男	新 谷 敬 司	對 馬 純 一
				七 月 五 日 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で				

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年六月十五日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種二号）

七三 キロリットル（購入予定数量）

- 二 納入期間

契約締結の日から平成二十年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七・七三四・九八七三

2 入札書の提出期限

平成十九年七月二十七日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室

平成十九年七月三十一日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に

当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2008

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
5:15 p. m. July 27, 2007

5 Contact point for the notice:
School Facility Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月十五日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール八戸
 - 2 住所 青森県八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二
 - 3 代表者の氏名 脇坂勝義
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 - 1 事務所の名称 三八五オートスクール八戸
 - 2 事務所の所在地 青森県八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習
- 四 指定を行った年月日 平成十九年六月七日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭